

2017年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】介護サービスの見込みや給付費等の将来推計を行い、法令に則り一般会計からの繰入れを実施します。第6期においては、介護給付費準備基金を活用し保険料を抑えるとともに、保険料段階を多段階とし低所得段階の倍率を国の基準よりも下げて設定しています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】被保護者を除く低所得者（老齢福祉年金受給者）の保険料の減免制度を継続して実施しています。

(2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】民間企業等の実務経験、専門資格を有する職員を社会人経験者として採用し、配属を行っております。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答】身体等の状態やサービス利用の意向等を勘案し、適切なサービス利用につながるよう要介護等認定申請の受付を行います。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】現在、市内に特別養護老人ホームが3箇所（200床）、地域密着型小規模特別養護老人ホームが1箇所（29床）整備されており、小規模多機能型居宅介護事業所についても2箇所（登録定員50名）整備されています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

【回答】特別養護老人ホームへの入所が必要な方が入所できるよう、適切な入所の運用に努めます。

(4)総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】サービスの利用実態を十分に把握した上で、介護保険制度の長期的運営が可能となるよう、利用者の自立支援に繋がる適正なサービス体系の構築を図りたいと考えます。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

【回答】給付と負担のバランスを考慮した上で、適切と考える総事業費を検討したいと考えます。また、助成等についても、必要性に応じ検討したいと考えます。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】現在「ふれあいいいききサロン」「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」等のつどいの場があります。また、認知症の方のための「認知症カフェ」も開催しています。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】介護保険住宅改修費、特定福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しています。

★(6)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】要介護状態となる恐れの高い要支援2以上の方で、かつ、主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、又は、障害高齢者の日常生活自立度がA以上と判定された方を障害者控除対象者認定書の交付対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】上記交付対象者の方に実施済み。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

【回答】国保財政は厳しく、減免制度の拡充、保険税の引き下げは困難な状況にあります。一般会計からの繰入金は増額しています。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】均等割の減免については考えておりません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】分納の世帯に対して、公費負担医療対象者については、正規の保険証を交付しております。長期滞納者等については、状況に応じ発行いたします。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

【回答】徴収担当課と連携を図りながら滞納者への生活実態の把握に努め適正な処理を行います。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.15倍から1.3倍以下を対象としています。周知としては市のホームページや窓口でのチラシ設置などを行っています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

差押禁止財産については、法令に基づき差し押さえをしておりません。

なお、納税緩和措置のうち、①納税の猶予、②換価の猶予については、平成28年4月からの法制度改正に併せて市税条例の改正を行い、適切に対応しております。

また、③滞納処分の停止の適用や分納・減免などについても、財産調査や相談時の聞き取り等により、滞納者の方の実情の把握に努めながら適切に判断をしております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護法の趣旨に従い適正に運用しています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制を実施しています。

- ③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】生活保護法の趣旨に従い適正に運用しています。

- ④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

【回答】生活保護法の趣旨に従い適正に運用しています。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】現在、子ども医療の拡充に関し、調査・検討を行っています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】現在、調査・検討を行っています。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】精神障害者手帳1・2級所持者は、通院に限り全疾病を対象としています。現在、一般疾病の入院に関して、調査・検討を行っています。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

【回答】愛知子ども調査、市町村別データをもとに貧困率の調査を図りたいと考えております。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】自立支援給付金事業、日常支援給付金事業は実施しております。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

【回答】本市では、生活保護基準額の1.5倍未満を対象としています。また、市ホームページにおいて、年度途中でも申請できることをお知らせしています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】公益社団法人シルバー人材センターによる生活困窮者自立支援事業において学習支援事業とし生活困窮世帯に属する小学生の子どもに対する学習支援（平成29年度 地域福祉課）市民活動推進補助金対象事業として試行的に子ども食堂の取組みの支援（平成28年度 市民協働課）を行っています。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

【回答】学校給食法第11条第2項の規定に基づき、給食費は保護者に負担をお願いしています。本市では、就学援助制度の案内を学校を通じて全世帯に対し行なっています。この制度を生活保護基準額の1.5倍未満の世帯を対象にしており、未納が発生するような世帯に対しても就学援助制度で幅広く支援しています。

- (3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【回答】市内の保育ニーズに対し、民間事業者にも協力を得ながら、対応をしています。

また、保育形態の違いによる保育の格差が出ないように、園長経験のある保育支援員を市内の各保育施設を巡回し、指導・助言を行うことで保育の質の確保を保っております。

今後も、市の子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に施設整備をしてまいります。

- (4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答】民間保育所に対し、市独自の補助金として人件費補助金を交付することで、民間保育施設の支援をしております。また、機会があれば国にも人件費財源の確保ができるよう要望していきたいと考えております。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】市町村障害福祉計画に基づき、地域生活支援の面的整備を実施してまいります。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

【回答】通所については送迎加算があり事業所で対応ができよう制度整備がされています。通学の訓練や保護者の急病等による一時的な支援は必要に応じ利用していただけます。

- ③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】障害者総合支援法等の規定に準じ自己負担(利用料)をお願いしてまいります。

- ★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

- 1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】制度上介護保険サービスの利用が優先されます。なお、障害の特性による障害福祉サービスは必要に応じ利用していただけます。

- 2)障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

【回答】障害支援区分により必要なサービスをサービス等利用計画に基づいて支給決定します。

- ⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

【回答】通院時の院内介助について、障害の特性により医療機関での対応が難しい等、障害福祉サービスの必要が認められる場合は利用することができます。

- ⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 障害者総合支援法の規定に基づき実施していきます。

- ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】 障害者総合支援法の規定に基づき実施していきます。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 現在のところ実施する予定はありません。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】 現在のところ無料とする予定はありません。
2回目の接種は任意予防接種の助成事業の対象としております。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
 - ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
 - ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。
- (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上